

第3回教育委員会定例会会議録

平成31年3月20日（水）

場 所：教育委員会室

出席委員	教 育 長	是松昭一
	教育長職務代理者	山口直樹
	委 員	嵐山光三郎
	委 員	猪熊 緑
	委 員	操木 豊
出席職員	教 育 次 長	宮崎宏一
	教育総務課長	川島慶之
	教育施設担当課長	古川拓朗
	教育指導支援課長	三浦利信
	指導担当課長	荒西岳広
	生涯学習課長	伊形研一郎
	給食センター一所長	吉野勝治
	公 民 館 長	石田 進
	図 書 館 長	尾崎清美
	指 導 主 事	植木 淳
	指 導 主 事	武内陽子

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
報 告 事 項	1) 平成31年国立市議会第1回定例会について	
議案第10号	国立市立学校財務事務取扱規則の一部を改正する規則案について	
議案第11号	平成31年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について	
議案第12号	臨時代理事項の報告及び承認について (平成30年度教育費(3月)補正予算(追加)案の提出について)	
議案第13号	臨時代理事項の報告及び承認について (平成31年度教育費(3月)補正予算案の提出について)	
報 告 事 項	2) 日野市との図書館相互利用の実施について	
	3) 平成30年度国立市文化財登録について(答申)	
	4) 市教委名義使用について(6件)	
	5) 要望書について(2件)	
議案第14号	国立市スポーツ推進委員の委嘱について	
議案第15号	国立市立学校医の解嘱及び委嘱について	
議案第16号	国立市立学校歯科医の委嘱について	
議案第17号	国立市立学校薬剤師の解嘱及び委嘱について	

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。きょうは大変日差しも強く、暖かい日和となっております。明日が春分の日ということでございます。もうそろそろ桜の開花の時期となっております。また、平成30年度もいよいよ年度末を迎えております。そういう意味では、本年、本教育委員会が平成30年度最後の教育委員会となるところでございますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、これから平成31年第3回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録書名委員を山口委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○【山口委員】 はい、わかりました。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります前に、本日の審議案件のうち、議案第14号「国立市スポーツ推進委員の委嘱について」、議案第15号「国立市立学校医の解嘱及び委嘱について」、議案第16号「国立市立学校歯科医の委嘱について」、議案第17号「国立市立学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」、議案第18号「教育委員会職員の人事異動について」、及び議案第19号「臨時代理事項の報告及び承認について（教職員の人事異動について）」はいずれも人事案件であります。また、報告事項6「国立市立中学校で発生したいじめの重大事態については」は個人情報でございますので、いずれも秘密会扱いといたしたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 また、議案第12号「臨時代理事項の報告及び承認について（平成30年度教育費（3月）補正予算（追加）案の提出について）」と、議案第13号「臨時代理事項の報告及び承認について（平成31年度教育費（3月）補正予算案の提出について）」はいずれも関係のある事項でございますので、一括して説明質疑の後、個別に採決することといたしますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）



○議題（1） 教育長報告

○【是松教育長】 それでは、そうしたことで、審議に入らせていただきます。最初に、教育長報告を申し上げます。

2月25日月曜日、第2回定例教育委員会以後の主な教育委員会の事業についてのご報告となります。

2月26日火曜日、文部科学省の市町村教育委員研究協議会が開催されました。猪熊委員と操木委員が出席されております。

3月5日火曜日に、校長会並びに二小改築マスタープラン連絡協議会を開催いたしております。

また、同日、「くにたちの教育」第154号を発行いたしました。

3月6日水曜日、この日より11日まで市議会の予算特別委員会が開催されております。

3月7日木曜日には、平成31年度の教育課程届を受け付けたところでございます。

3月12日火曜日に、校長会を開催いたしました。

3月13日水曜日には、市議会の総務文教委員会が開催されました。

3月14日木曜日には、図書館協議会並びにスポーツ推進委員定例会を開催いたしました。

3月18日月曜日に、社会教育委員の会を開催いたしております。

最後になりますが、3月19日火曜日、中学校3校におきまして卒業式がとり行われたところでございま

す。

教育長報告は以上でございます。ご意見・ご感想等ございましたらお願いいたします。

山口委員。

○【山口委員】 教育長報告にもございました、昨日が中学校の卒業式で、私は第一中学校へ行かせていただきました。何度行っても卒業式は、それまでの思い出を振り返りながら次への歩みを進めるためのときだという考えを持ちながら出席させていただきました。

3月19日の前に、2月26日に特別支援学級の合同学習がありまして、それがいわゆる6年生と中学3年生を送る会という形でやられていまして、小中一体となって送り出すといういい雰囲気やられていました。それから、3月12日に適応指導教室の中学校で、これも送る会をやっておりまして、少人数でしたけれども、1人1人が自分の存在を確認できるような場所の中で、後輩の子たちも先輩を送り出すということをいろいろ頑張って準備をしたりして、これも非常にいい式だった。温かさをまた別の形で感じたことをご報告させていただきます。

ちょっと質問というか、報告していただきたいのですが、中学3年生もほぼ進路が、卒業式が終わったところですけれども、決まったりとか、若干残っている子がいても、今後の方向性がある程度見えているのではないかなと思うのですが、進路の今の状況を教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 それでは、ご質問いただきました。植木指導主事。

○【植木指導主事】 国立市立中学校3年生の進路決定状況についてご報告いたします。都立高等学校第一次募集、分割前期募集の合格発表後、3月1日時点の状況は、3年生467名中455名が進路決定いたしました。内訳としては、全日制、定時制の都立高等学校が全体の53.4%。全日制、定時制、通信制の都内私立高等学校が35.2%。それ以外の他県の公立私立高等学校、国立高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部、専修学校、就職その他が11.4%となっております。生徒個々の状況に合わせたさまざまな進路先を決定しています。また、3月20日時点での進路未決定の生徒は3名です。3名についてはこれから受験もしくは現在、検討中でございます。

報告は以上です。

○【是松教育長】 よろしいですか。山口委員。

○【山口委員】 ありがとうございます。中学校を出て、また次への新たな一歩というところで、それぞれが自分に合った道を踏み出していただけたかと思います。決まっていなくてもフォローしていただいていると思うのですが、最後までしっかりフォローしていただければと思います。ありがとうございました。

○【是松教育長】 ほかにいかがですか。猪熊委員、お願いします。

○【猪熊委員】 私は2月26日の市町村教育委員研究協議会に行ってきました。そこで分科会がありまして、私は「いじめ対策と不登校支援」というところの会に参加したのですが、ここの担当の方が文科省の方ではなく、法務省から出向されている方ということで、どちらかというと、いじめ対策のほうがメインで話し合いがありました。そこで一番議論というか、話し合いで盛り上がったのが、いじめアンケートの回数と内容についてでした。よい例だという学校のものを見せていただいたりしてありました。悪い例というのはもちろんあったのですが、見た感じ、そんなにすごく変わる感じはないのですが、やっぱり細かいところで聞き方だったりとか、名前を書く、具体性などが少し違うのかなという印象がありました。

あとは、きのう、私は三中の卒業式に出席させていただきました。とても感動的なよい卒業式でした。三中では、卒業生巢立ちの言葉のところでは、2年生とかがステージをつくってくれるのではなく、その席に座っている3年生が自分たちでステージにひな壇とかをつくって、全員がステージに上がっていてこっちを見ていて、それで代表生徒が言葉を述べたり、あとは全員で歌を歌ったりしているので、在校生や保護者の方から全員の顔がよく見えるので、感動を共有しやすい形でよかったなと思いました。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。操木委員、お願いします。

○【操木委員】 私も2点ですね。1つは、文科省の研修に行かせていただきまして、ありがとうございます。私は情報の分科会に参加させていただいたのですけれども、参会者の中に、いわゆる情報活用の教育のことについての研究会なのか、あるいは情報モラルの研究会なのかということちょっと迷いがあって、実際は情報教育の活用のほうだったのですけれども、ちょっと案内がわかりにくかったなという声がありまして、そんな感想を持ちました。やはり全国の方が集まっていたので、いろいろな行政による視聴覚のIT環境について話し合いが出されまして、当然、いろいろ地域の差があるのですけれども、やはりそれなりのなければならないというのは変なのですけれども、活用の仕方がたくさんありまして、私が日ごろ思っているのは、例えば、1人1端末という話がよくありますけれども、それもそれですばらしいのですが、1台の端末を4人で使いながら、コミュニケーションを図りながら使っていくという利点もありますので、いろいろな活用の仕方があるので、与えられた条件をより効率的に使っていくことがいいのではないかという意見交換をさせていただきました。

2点目は卒業式。私も三中のほうに行かせていただいたのですけれども、ずっと卒業生のことを見ていました。途中から、1年生、2年生のほうにちょっと視点を変えてみまして、やはり卒業生を見る姿、次は自分たちの番だとか、また、3年生になったらばとか、そういうあこがれの気持ちを持って参加していたのがとても印象的でした。それから、山口校長先生の式辞の中に、素質の差は小さいけれども、努力の差は大きいのだという話を聞いていて、なるほどと思って聞いていました。すばらしい式辞を聞かせていただきましたし、また、生徒たちも、それを真摯に受けとめていましたので、とてもすばらしい卒業式に参加させていただいて、御礼を申し上げます。ありがとうございます。

以上、報告です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。嵐山委員。

○【嵐山委員】 私は二中の卒業式、よかったですよ。感動しましたね。昨今、小学生が袴をはいて卒業式に来るとかいう記事があったのですが、二中の卒業生は全員、制服で、白いスニーカーというか、運動靴でね。質素で質実で、とても感じがよかったですね。みんな伸び伸びと話をしている。それから、卒業生の女子生徒が泣いたりして、かわいらしかったり。ケラケラ笑っているのもいたり。他にも、担任の先生が行くときに、坊主頭をゴリゴリゴリと手でもって、それをみんながはやし立てたりして。和やかな感じで、とてもいい卒業式でした。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。



○議題（2） 報告事項1） 平成31年国立市議会第1回定例会について

○【是松教育長】 それでは、よろしければ、次に報告事項1、平成31年国立市議会第1回定例会についてに移ります。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 それでは、平成 31 年国立市議会第 1 回定例会についてご報告を申し上げます。本定例会は、平成 31 年 2 月 22 日から 32 日間の会期で開催をしております。初日の本会議では、教育費を含む平成 30 年度一般会計補正予算案等、市長提出議案 20 件と、陳情 3 件が提出され、各常任委員会及び予算特別委員会にそれぞれ付託されました。2 月 26 日には、市長施政方針表明に対する会派代表質問が行われました。2 月 27 日から 3 月 1 日及び 4 日の 4 日間は、一般質問が行われました。19 名の議員が一般質問を行い、そのうち 12 名の議員から教育にかかわる質問がありました。みらいのくにたち・望月議員より、不登校に関する施策について、新しい議会・石井議員より、まちの活性化について、こちら、プレイ・ミー・アーム・ユアーズ等の関係です。障害児（者）の学びの場について、不登校や引きこもりの人の学びの場について。こぶしの木・上村議員より、フルインクルーシブ教育の理念や、教育大綱を教育現場に浸透させる研修等について、国連 SDG s とソーシャルインクルージョンから公民館、図書館の役割について。新しい議会・藤江委員より、インフルエンザ対策について。公明党・小口議員より、総合型地域スポーツクラブ事業の進捗について。自由民主党明政会・遠藤議員より、公立学校の建てかえについて。立憲民主党・稗田議員より、SDG s について。こちら第三中学校での取り組みの話です。学校支援センターについて。自由民主党明政会・青木議員より、小中学校体育館へのエアコン設置について。緑と自由の風・関口議員より、学校教育現場で起きていることについて。こちら、二中の式典で礼が長かったかなというところですか、あと、道徳の授業等に関してでした。自由民主党明政会・大谷議員より、文化財について、東京オリンピック・パラリンピック機運醸成事業について。共産党・尾張議員より、トイレの改修について、不登校について。自由民主党明政会・石井議員より、教育条例の制定について、日野市との図書館相互利用協定締結について、国立アートビエンナーレについて。以上の質問がありました。

3 月 6 日から 8 日及び 11 日の 4 日間は、予算特別委員会が行われ、平成 31 年度の各会計予算案が審査されました。

3 月 13 日に総務文教委員会、14 日に建設環境委員会、15 日に福祉保健委員会が開催され、本会議からの付託案件が審査されました。教育委員会関係では、教育費の歳入及び歳出の補正予算案を含む平成 30 年度国立市一般会計補正予算第 5 号案が総務文教委員会で審査されたほか、国立市生涯学習振興推進計画の策定について、国立市文化芸術推進基本計画の策定について報告をいたしました。

3 月 22 日と 25 日に最終本会議が開催される予定で、委員会で審査された市長提出議案は全て原案可決となる見込みのほか、教育費を含む平成 31 年度一般会計補正予算案等の追加議案が審議される予定です。

以上、平成 31 年国立市議会第 1 回定例会の報告でございます。

以上になります。

○【是松教育長】 市議会報告は終わりました。ご質問あるいはご感想等ございますでしょうか。



○議題（3） 議案第 10 号 国立市立学校財務事務取扱規則の一部を改正する規則案について

○【是松教育長】 ないようでしたら、次に、議案第 10 号、国立市立学校財務事務取扱規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第 10 号、国立市立学校財務事務取扱規則の一部を改正する規則案について、ご説明をいたします。

本議案は、市長部局で定められております国立市契約事務の補助執行等に関する規則が、平成 31 年 4 月

1日付で改正されることに伴いまして、その改正内容の一部を、この本規則に反映させるため、改正を行うものとなっております。

具体的な改正内容をご説明いたします。議案を2枚おめくりいただきまして、A4横、新旧対照表をごらんください。

第8条となりますが、契約に関しての学校長の権限を定めた規定となっております。この規定について、現在、修繕費で予定価格30万円未満の契約については、校長の権限において行うことができるとされているところを、予定価格50万円未満の契約まで行うことができるよう上限を改めるものとなっております。

これは、国立市契約事務の補助執行等に関する規則の改正により、主管課において事務を行うことができる修繕に関する契約について、これまでの設計金額30万円未満の契約から、設計金額50万円未満の契約に引き上げられたことに合わせ、改正を行うものとなっております。

次に附則です。附則の第1項において、施行日を平成31年4月1日とし、第2項において、4月1日以降に決定する契約締結についてこの規定を適用し、それより以前に決定する契約締結については、改正前の規定を適用することを規定しております。

ご説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

それでは、採決に入ります。皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○【是松教育長】 議案第10号、国立市立学校財務事務取扱規則の一部を改正する規則案については可決といたします。



○議題(4) 議案第11号 平成31年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について

○【是松教育長】 次に、議案第11号、平成31年度国立市立小・中学校の教育課程の受理についてを議題といたします。

植木指導主事。

○【植木指導主事】 それでは、議案第11号、平成31年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について、ご説明いたします。

国立市教育委員会の教育課程編成に当たり、最重点として3点、次のとおり示しました。

第1点は、いのちの教育の充実と児童・生徒1人1人の人権の尊重。第2点は、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善。第3点は、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育の推進と校内体制の整備です。これらを踏まえ、作成された教育課程を3月7日に受けつけました。これより、教育課程の内容を1個ずつ、ポイントを絞ってご紹介させていただきます。詳細については、教育課程の写しをごらんください。

初めに、国立第一小学校です。ソーシャルインクルージョンの理念のもと、人権を尊重し、異学年との交流や、特別支援学級との交流及び共同学習を推進します。いのちの教育の充実、道徳心の醸成、特別支援教育校内委員会等の校内体制の構築を行います。

次に、国立第二小学校です。書くことへの「意欲」、「思考」、「技能」を高めるための授業モデルを確立し、確かな学力の定着を図ります。また、朝授業を取り入れ、授業改善を図ります。国立市研究奨励校2年目として、来年2月にその成果を発表します。

次に、国立第三小学校です。人権尊重の理念を基盤に置き、あらゆる偏見や差別をなくします。強い人

権意識を持ち、自分も周りも大切にし、相手意識を高めて豊かな人間性を育成します。

次に、国立第四小学校です。東京都のプログラミング教育推進校2年目として、11月にその成果を発表します。平成30年度は、国立市教育フォーラムにてこれまでの取り組みを報告しました。来年度はさらに研究を進め、引き続き市内の教職員や地域の方々に普及・啓発していきます。

次に、国立第五小学校です。インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、特別支援教室、交流学习など校内体制を整備し、全校体制で特別支援教育を推進します。

次に、国立第六小学校です。平成30年度の東京都人権尊重教育推進校としての研究成果を生かし、人権尊重の理念を全教職員が共通理解し、さらに充実を図っていきます。

次に、国立第七小学校です。授業観察、校内研究、OJTを通して1人1人の指導力向上を図ります。また、週ごとの指導計画を活用して授業改善を確実にしていきます。

次に、国立第八小学校です。校内研究を通して、積極的に自分の考えを表現する子どもを育成します。授業後の振り返りの視点を明確にし、聞く力を伸ばしながら学力向上を図ります。

次に、国立第一中学校です。特別支援学級との交流及び共同学習をより具体的に実践していきます。また、副籍交流を積極的に行い、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取り組みを推進します。

次に、国立第二中学校です。4人を基本としたグループ学習を取り入れ、生徒1人1人が主体的、対話的に学び合いを深める授業づくりを目指します。

次に、国立第三中学校です。ねらいを明確にし、主発問を工夫し、ふりかえりを確実に行う授業構成のスタンダードとして、主体的・対話的で深い学びによる授業改善を推進します。平成30年度の持続可能な社会づくりに向けた教育推進校としての研究を継続させていきます。

次に、特別支援学級です。特別支援学級においても学校の教育目標を達成することは通常の学級と変わりません。特別支援学級は、障害がある児童・生徒の自立と共生社会の形成に向けて、整えられた環境下において、個に応じた指導を行います。

最後に、小・中学校の特別支援教室です。平成31年度からは中学校全校に「かがやき」を設置し、小学校と同様に、教員が巡回して指導を行います。在籍学級担任と巡回指導教員との連携を密にし、個別指導や小集団指導を通して、児童・生徒の学力や在籍学級における集団適応能力の伸長を図ります。

各校の教育課程についての説明は以上ですが、国立市立学校の管理運営に関する規則第3条に定められている学期の期間について、平成31年度は小・中学校ともに2学期を5日早めて、8月26日に始業式を実施いたしますので、本教育課程届をもって校長からの申し出を受理することとし、8月中の授業日は2学期に位置づけます。また、同規則第4条2項に定められている休業日に授業を行う際、例えば、土曜日の授業公開、運動会、夏季休業日の野外体験教室につきましても、本教育課程の受理をもって委員会の許可といたします。

説明は以上です。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等、ございましたらお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 感想です。全部の学校の教育課程ですので、細かくなかなか読み込めてはいないのですが、今までの実績、研究等を踏まえて今のポイント、それから、国立市で条例化した人権尊重、多様性を認め合う平和なまちづくり条例みたいなことをしっかり踏まえた教育課程かなと思いました。感想でございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

操木委員、お願いします。

○【操木委員】 授業時数の配当表のところを見ますと、学校間によって多少の差異があるのですが、何かこのあたりの、例えば205の、小学校1年生でいうと、合計205時間の学校と、210時間とがあるのですが、何かこの違いの、この学校はなぜ少し少ないのかなとか、何かそういうのはあるのですか。もしわかるようでしたら、教えてください。

○【是松教育長】 では、授業時数の設定については、荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 授業日数については、まず基準となる日数について、学校にお示しをさせていただき、その間、多少、学校行事等とか土曜日授業等の数によって、授業日数のほうはずれが生じる場合がございますけれども、決められた標準授業時間数はしっかりとクリアするように設定してございますので、そのような形で学校のほうに示しているところでございます。

以上です。

○【操木委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょう。

それでは、皆様ご異議がないようですので。

○【三浦教育指導支援課長】 1点補足をさせていただきます。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 実は、元号の改正によって、新しい天皇誕生日が、候補となる日は決まっておるのですが、また正式になっておりませんので、現天皇が退位されることは決定しているのですが、現天皇の誕生日については祝日から外してあります。ただ、新天皇になる方が正式に決まってから、その誕生日が祝日法により祝日になると思いますので、そこは今、授業日数にカウントされていますので、全校ここからマイナス1をされるということになりますので、よろしくをお願いします。

○【山口委員】 振りかえ休日になる。

○【三浦教育指導支援課長】 2月23日という。

○【山口委員】 23日が日曜日なので、24日が振りかえ休日になる可能性がある。ややこしいのでしょうか。

○【是松教育長】 よろしいでしょうか。

それでは採決に入らせていただきます。可決でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○【是松教育長】 それでは議案第11号、平成31年度国立市立小・中学校の教育課程の受理については可決といたします。



○議題(5) 議案第12号 臨時代理事項の報告及び承認について(平成30年度教育費(3月)補正予算(追加)案の提出について)

議案第13号 臨時代理事項の報告及び承認について(平成31年度教育費(3月)補正予算案の提出について)

○【是松教育長】 次に、議案第12号、臨時代理事項の報告及び承認について(平成30年度教育費(3月)補正予算(追加)案の提出について)と、議案第13号、臨時代理事項の報告及び承認について(平成31年度教育費(3月)補正予算案の提出について)を議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第 12 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 30 年度教育費（3 月）補正予算（追加）案の提出について）、及び議案第 13 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 31 年度教育費（3 月）補正予算案の提出について）ご説明をいたします。

本事案は、現在開催されております市議会第 1 回定例会に補正予算案を臨時で代理し提出いたしましたので、本定例会に報告し、承認を求めるものとなっております。

議案の概要について説明をいたします。

こちらは昨年度、同じ第六小学校非構造部材耐震化対策工事の第 1 期分の工事でも同様の処理をいたしました。平成 31 年度の当初予算に計上させていただいた第 2 期分の第六小学校非構造部材耐震化対策工事費の予算につきまして、平成 30 年度予算につけかえる予算となっております。また、つけかえたこの平成 30 年度予算を平成 31 年度に繰り越して執行することとなります。

この処理をする理由ですが、平成 30 年度の国の補正予算での国庫補助を受けるために、この工事費用を平成 30 年度予算に一旦位置づけるものとなっております。

学校施設関係の国庫補助金につきましては、例年、厳しい状況となっております。この非構造部材耐震化工事につきましても、国の当初予算ではなかなか採択が難しい状況でございます。一方で、ここで国の平成 30 年度補正予算が成立し、この補正予算を活用することで、採択されるとの国の内諾がここで出たことから、補正予算案を市議会に追加提案する手続をとらせていただいたところで。

具体的にご説明をいたします。まず、議案第 12 号を 1 枚おめくりいただきまして、A 4 の横版ですね。平成 30 年度教育費（3 月）補正予算（追加）内訳、歳入の表をごらんください。小学校費の国庫補助金につきまして 5,588 万 4,000 円を増額補正いたします。この金額が今回の国庫補助金の交付内定額となっております。

続きまして、さらに 1 枚おめくりいただき、歳出の表をごらんください。小学校費の歳出予算につきまして、1 億 6,765 万 4,000 円を増額補正いたします。この金額につきましては、全工事費のうち、国庫補助の対象となる部分のみを計上しております。なお、実際はこの予算を平成 31 年度に繰り越して執行することとなります。

次に、議案第 13 号になります。議案を 1 枚おめくりいただきまして、平成 31 年度教育費（3 月）補正予算内訳の歳入の表をごらんください。先ほどの平成 30 年度の歳入予算と同様の科目について、予算額全額、5,588 万 4,000 円を減額補正いたします。

続きまして、1 枚おめくりいただきまして、歳出の表をごらんください。先ほどの平成 30 年度の歳出予算と同様の科目につきまして、国庫補助金の対象となる金額、1 億 6,765 万 4,000 円について減額補正をいたします。なお、右の欄がございます補正後の額、2,659 万 9,000 円につきましては、第六小学校の校舎屋上防水改修工事費等となっております。国庫補助金の対象とならない経費となっているため、平成 31 年度の当初予算に積み残すことといたします。

なお、国庫補助金の交付の手続上、このような予算上の手続をとりますが、第六小学校の非構造部材の耐震化対策工事につきましては、当初の予定どおり平成 31 年度に 2 期分を実施いたしまして、スケジュールに特に変更はございません。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○【是松教育長】 一括して説明をいただきました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。端的に言ってしまうと、第六小学校の非構造部材の耐震化工事 2 期分について、本来 31 年度予算であるべきものが、国の国庫補助を取るために、平成 30 年度の予算に組みかえて、それを繰り越して 31 年度で工事をしてい

くという仕組みになったということでございます。

それでは、採決に入ります。別個採決となりますので、まず、議案第 12 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 30 年度教育費（3 月）補正予算（追加）案の提出について）、皆さんご異議がないようですので、承認でよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○【是松教育長】 それでは、議案第 12 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 30 年度教育費（3 月）補正予算（追加）案の提出について）は承認といたします。

続きまして、議案第 13 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 31 年度教育費（3 月）補正予算案の提出について）、ご異議がないようですので承認でよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○【是松教育長】 では、議案第 13 号、臨時代理事項の報告及び承認について（平成 31 年度教育費（3 月）補正予算案の提出について）は承認といたします。



○議題（6） 報告事項 2） 日野市との図書館相互利用の実施について

○【是松教育長】 次に、報告事項に入ります。報告事項 2、日野市との図書館相互利用の実施についてに移ります。

尾崎中央図書館長。

○【尾崎中央図書館長】 それでは、報告事項 2、日野市との図書館相互利用の実施につきまして、その概要をご説明いたします。

本件につきましては、両市図書館の相互利用を実施することにより、市民の図書館利用の場及び機会をふやし、利便性を向上することを目的としております。両市図書館長間で基本的な協定事項、サービス範囲及び実施時期について協議を進め、3 月 27 日に協定書の締結、その後、両市において、市民への周知及び図書館システムの調整等を行い、5 月 22 日より相互利用を開始する予定となっております。

利用できるサービスの内容は、資料 1 枚目の表をごらんください。国立市民が日野市の図書館を利用する場合は、表の左から 2 列目、日野市と記載しておりますところの上から順に、利用可能館が日野市立図書館全 7 館及び移動図書館。利用対象者は国立市内居住者のみ。図書貸出冊数は 5 冊以内。視聴覚資料は 2 点以内。貸出期間は 2 週間以内ですが、1 回まで延長が可能としております。

ここまでは、既に相互利用を実施している 3 市と同様となっておりますが、予約につきましては、これまで国立市では不可としておりましたところを、日野市は所蔵資料に限るということですが、予約可能としております。

この点につきまして少しご説明いたしますと、日野市は既に京王沿線 7 市図書館連携協定の中で、一部の市とは予約も可能ということで実施しており、今回、国立市が予約不可という条件であっても、日野市としてはこれを不利と捉えず、まずは相互に図書館が利用できるということを優先したいとのことでした。一方で、国立市側は、日野市民に対して予約を可とするにはシステムの追加費用がかかるという状況ですので、まずは今回の条件で相互利用を開始し、今後必要があれば両市で協議していくことといたしました。

次に、2 枚目の資料は、日野市の図書館利用案内です。中を広げていただきますと、日野市立図書館全 7 館の所在を示す地図と開館時間等が記載されております。本市からは、石田大橋を渡りまして、比較的近いところに高幡図書館があり、また、豊田駅前のショッピングモールに隣接するところに多摩平図書館があるなど、生活動線上での図書館利用も見込まれると考えております。

このように本協定の締結により、国立、日野、両市民の図書館利用の機会が広がることとなりますので、今後は先行している3市も含め、市民への周知を行うとともに、図書館相互の連携を一層進めてまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご感想等ございますでしょうか。これを持ちまして、国立市が行政境に接する立川、国分寺、府中、そして日野市の4市全てと広域連携協定というか、相互利用協定が結ばれたということになるところでございます。館長のほうでかなり日野市との協定についてはご努力、ご尽力いただいたことをお礼申し上げます。よろしいですか。

操木委員、お願いします。

○【操木委員】 とてもすばらしいことだと思います。ぜひ、市民の皆さんにこういうことができたというのをPRしていただいて、せっかくなので利用していただければと思います。よろしくお願いいたします。



○議題（7） 報告事項3）平成30年度国立市文化財登録について（答申）

○【是松教育長】 それでは、よろしければ、報告事項3に移ります。平成30年度国立市文化財登録について（答申）。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 それでは、平成30年度国立市文化財登録についての答申につきましてご報告いたします。

国立市文化財保護審議会において、平成30年度国立市文化財登録諮問について慎重に審議した結果、平成30年度国立市文化財登録は、諮問時に候補として挙げていた同内容の神農坐像（本田家屋内神棚）及び厨子各1点、附神農図及び画賛各1点の1件が国立市登録有形文化財となります。

1枚おめくりください。A4横の資料で、国立市登録文化財理由書です。

登録の理由としましては、本資料は、江戸時代より代々名主、医者として地域に貢献してきた本田家に伝えられてきた神農坐像であります。台座背面には「文化元年」の墨書があり、江戸時代の彫刻の特色が見られることから、この年代に制作されたものと考えられております。

また、本資料は、造立時から医薬の神として祀られていたことが推定され、聞き取りにより、それは昭和初期まで続いていたことが確認されております。長きにわたりこの地で活躍してきた本田家の医家としての信仰を知ることができるとともに、地域に根ざした歴史的、文化的な広がりを知るためにも貴重な資料であるため、登録文化財としております。

なお、本件の詳細内容、神農坐像等の写真データ、文化財調査報告等につきましては、おめくりいただきました1ページ目から9ページ目までにつけておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上が、簡単ではございますが、平成30年度国立市文化財登録についての答申のご報告となります。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。諮問どおりの答申という結果でございますので、よろしければ次へ移りたいと思います。



○議題（8） 報告事項4）市教委名義使用について（6件）

○【是松教育長】 次に報告事項4、市教委名義使用について。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 では、平成30年度2月分の教育委員会後援等名義使用についてご報告いたします。お手元の資料のとおり承認6件でございます。

まず、明治大学校友会東京都多摩支部が主催の「明治大学校友会東京都多摩支部公開講演会」です。

大学をより身近に感じていただくこと、大学が持つ知的財産を社会へ還元することを目的に講演会を行うもので、参加費は無料です。

2番目は、西多摩カップ友の会が主催の「劇団カップ座西多摩公演」です。

幼児から大人まで多くの人々に思いやりや平和の心を身につけてもらうことを目的に、等身大のぬいぐるみ人形劇を行うもので、参加者は一般が3,000円です。

3番目は、公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団が主催の「第45回日本フィル夏休みコンサート2019」です。

多く子どもたちや家族に芸術性の高い音楽を身近で聞いていただき、豊かな感動を伝えることを目的にオーケストラによるフル編成コンサートを行うもので、参加費は一般が3,200円から5,200円です。

4番目は、NPO法人くにたち農園の会が主催の「はたけんぼ放課後クラブニコニコデイキャンプ（親子体験会）」です。

野外体験の大切さを味わってもらうことを目的に、農園で畑作業などの自然体験イベントを開催するもので、参加費は親子1組500円です。

5番目は、ボランティアチーム・如水コンサート企画が主催の「第33回くにたち兼松講堂音楽の森コンサート『仲道郁代のベートーヴェン』」です。

上質なクラシック音楽コンサートを手ごろな価格で提供し、地域に貢献することを目的に、ピアニストを招いてコンサートを行うもので、参加費は一般が3,000円から4,500円です。

最後が、東京都多摩障害者スポーツセンターと、国立市テニス連盟が共催の「第3回みんなでテニスinくにたち」です。

障害のある方もない方もともに交流を深め、スポーツの楽しさを体験していただくことを目的に、テニスのイベントを開催するもので、参加費は無料です。

以上6件について、事務局で審議し、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしましたので、ご報告いたします。

以上、市教委名義使用の報告でした。よろしく申し上げます。

○【是松教育長】 報告は終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。



○議題（9） 報告事項5） 要望書について

○【是松教育長】 それでは、よろしければ次に移ります。報告事項5、要望書について。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 要望は2件です、子どもたちが主催者の社会科教育を求める会より、中教審の“学校における働き方改革”答申に対し、政治色の濃い“調査”全廃等、意見書を文科省と都教委宛出して頂きたい要望書を、また、市民の方より、携帯電話の学校持ち込みに関する要望書をそれぞれいただいております。

以上です。

○【是松教育長】 報告が終わりました。順次、補足説明等を行っていただきたいと思います。

まず、第1件目について、事務局より補足説明ありますか。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、1件目の要望書について補足説明します。

要望の趣旨といたしましては、大きく4点あったかと思えます。

1点目は、答申の同じような成果であれば、より短い在校時間で、その成果を挙げた教師に高い評価を付与することをすべきであるという箇所は誤っており、文科省、都教委は、市教委や学校現場に押しつけないこと。

2点目は、文科省、都教委は、児童・生徒に関係ない国家主義イデオロギーや政治色の濃い調査報告を市教委や学校現場に押しつけるのを全廃すること。

3点目は、そのほか、中教審答申に関する学校組織体制、教員免許更新制、1年単位での変形労働時間制について反対の意見表明。

4点目は、これらの点を踏まえて、国立市教育委員会より、文科省や都教委に対して意見書を提出してほしいことであったかと思えます。

この件についての担当課見解ですが、同様の要望書を1月教育委員会定例会に提出いただいた際に、担当課としての見解を、答申の内容はどの内容も肯定できる旨の報告をしております。

なお、本答申については、文部科学大臣の諮問を受け、中央教育審議会がまとめており、その内容について国立市教育委員会として言及する内容でないと考えております。

また、要望書の中で、国立市の働き方改革実施計画中の学校の学校経営支援部の設置について記載されていますが、学校経営支援部は、既に全校設置されており、新たに分掌組織をつくっていないことと、学校経営支援部の設置に伴い、分掌後と同じような作業をしていたことが整理されたなどの成果が報告されていることを補足いたします。

説明は以上になります。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。今、事務局から説明いただきましたように、本要望書の案件につきましては、平成31年第1回教育委員会定例会にも同じ趣旨のものをいただいております。この中で、当時の働き方改革実施計画における学校経営支援部の設置に関するところにつきましては、新たな論点として要望されておりますけれども、これは先ほど、三浦教育指導支援課長のほうでご説明のあったとおりで思っております。

その他の論点につきまして、短時間での同一の成果を上げた場合の評価をどうするのかとか、あるいは、政治色の濃い調査報告のあり方、あるいは、主幹教諭の配置問題、また1年間の変形労働時間制の導入については、私も第1回の教育委員会定例会におきまして、それぞれの評論をしたところがございますので、あえて同じ内容についてはふれないでおきたいということで、この件についてはこの程度にとどめたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

○【是松教育長】 それでは、2件目の要望書について、事務局より補足説明がありましたらお願いします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、2件目の要望書について補足説明します。要望の趣旨といたしましては、携帯電話の学校持ち込みについて、議論、意見交換した上で、国立市教育委員会としての見解及び方針を出してほしいとのこと。本要望書は、文部科学省の平成21年3月に出された通知により、携帯電話は、小・中学校では原則持ち込み禁止としていることについて、大阪府教育委員会が、登下校中の

児童・生徒の安全管理の危機管理ツールとして、登下校中に限り、一部解除するガイドラインの作成を始めたことを受けて出されております。

この件についての担当課の見解ですが、国立市立学校においても携帯電話の持ち込みは、文部科学省通知を基準として、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、原則持ち込み禁止としています。この間、緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や、その他やむを得ない事情については個別の対応をしております。

現在、この対応において、国立市立学校の教育活動への不都合や、このことにより、児童・生徒の安全管理上の課題が生じていないため、現時点では、国立市立学校における携帯電話の持ち込みを検討する時期ではないと考えております。

なお、今後、国や都の方針により、携帯電話の学校における教育活動との関係について整理をされた場合は、国立市立学校への携帯電話の持ち込みについて検討する可能性はございます。

説明は以上になります。

○【是松教育長】 事務局よりの説明は終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

それでは、私のほうから少し意見を述べたいと思います。大阪府教育庁の携帯スマホ等の学校持ち込みは、登下校中の児童・生徒の災害時、緊急時の対応ということ主眼として、学校においては持ち込んでも使わないということを原則に、登下校中、それから学校在校中の携帯スマホの所持を認めていこうという趣旨でございます。確かに登下校中、今、共働き家庭の多い保護者にとっては、登校中、あるいは特に下校後の放課後の子どもたちの安否確認等ができるという意味で、また、災害や緊急時等の連絡がとりやすいということで、携帯を望む声があるというのは重々理解できるところでございます。

ただ一方で、やはりそれがために学校に一旦持ち込むということについて、学校持ち込みのリスクというものがやはりあるのだらうなと思います。今、文部科学省の現在のガイドラインでは、やはり学校教育活動に直接関係のない私物は持ち込まないというのが大きな原則でございますので、まずこの点に抵触していくことがあろうかと思えます。

また、何より高額商品でございますので、持ち込んだ以上、学校でも管理をしっかり行っていかなければいけないわけございまして、紛失や破損、あるいは盗難等について、学校の管理責任や負担が増すというリスクはもう否めないことかなと思います。

また、当然ながら全部の子どもが携帯電話を所持しているわけではございませんので、持てる者と持たざる者の個人格差がより顕在化していくのかなとも思えます。

また、在校中使用禁止とは言っても、手元にあればメール受信等が行われるわけで、どうしてもそれが気になりとなって学校生活に集中できないという点のリスクも生じるかと思えます。

また、登下校中、これは歩きスマホ等、交通安全上のリスクも増すわけで、登下校中においても学校管理下にありますので、この点においても学校の指導の責任等の負担が増してくるようになってまいります。

いずれにしても、スマホ、携帯、あまりにも今、依存傾向にあるといわれています。せめて手元にスマホ、携帯のない時間を持つことも必要なかなということもございまして、そういった意味では、学校教育活動の時間帯において、そういうものを一切手にしないというのも1ついい教育効果があるのかなとも思ったりしているところでございます。

そういった意味で、学校持ち込みのリスクというのを考えると、軽々に学校への持ち込みを認めることについては、容易な判断ではないだらうなと思っております。

ただ、今後の将来を見越しますと、どうしてももう情報通信技術社会がますます進展してまいります。

それから、もう既にSNS社会ともなっておりますし、これからIoT時代になってまいりますと、正直な話、携帯、スマホで家の鍵があげられたりとか、鍵がわりになったりすることを考えますと、あるいは、ますます女性活躍社会で保護者が父親、母親とも働きに出たりという社会の中で、スマホの活用と日常生活における役割というのはますます広がっていくし、重要性を増していくのだらうなと思います。ゆくゆくはなくてはもうならないアイテムとなりつつあるのかなと思いますので、そういった時代の流れには抗えないところでございます。

いつまでもこうした学校持ち込み禁止という規制を続けていくことはできない社会状況となっていくと思いますけれども、現時点においては、学校への持ち込みは慎重を期すべきと私は思っているところでございます。

以上でございます。ほかにご意見等ございますでしょうか。では、よろしいですか。

それでは、ないようですので、これもちまして、秘密会以外の審議案件は全て終了しました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますでしょうか。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回の予定でございます。4月23日火曜日、午後2時から、こちら会場、教育委員室で予定してございます。

○【是松教育長】 それでは、次回の教育委員会は4月23日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室といたします。

皆さん、お疲れさまでございました。

午後2時57分閉会